

気象警報等への対応について

台風をはじめとする気象の変化にともなう登下校について、下記のとおりとします。

1 自宅待機となる場合

- ①和歌山市に
- ②午前6時時点で
- ③暴風警報、大雨警報、洪水警報
のいずれかが発表されている



上記 ①～③ にあてはまる場合は自宅待機とします。

和歌山市に警報が発表されておらず、居住地の市町村に上記のような警報が発表されている場合、当該生徒は登校を見合わせてください。なお、その場合、学校は通常授業を実施していますが、当該生徒のみ、出席停止扱いとします。

2 警報解除への対応

午前6時以降、午前10時までに警報が解除された場合は、午後1時から授業を開始します。また、和歌山市に警報が発表されておらず、居住地の市町村に警報が発表されていた場合、当該生徒は警報が解除され次第、安全を確認し速やかに登校してください。

3 解除されなかった場合

午前10時の時点で、警報が解除されていない場合は、休校とします。居住地の警報が解除されず登校できなかった場合、当該生徒は「出席停止」扱いとします。

4 登校後の警報の発表に際して

状況をふまえながら下校あるいは、授業の継続等の判断をします。